

女川町復興まちづくり住民説明会（清水仮設集会所） 議事録

日 時：平成24年2月3日（金） 18：30～20：30

場 所：清水仮設集会所

対象者：清水仮設入居者（6～11号棟）

出席者：女川町 須田町長

復興対策室 赤間室長、柳沼参事、西尾係長、鑑氏、木村主査、神山事務員
水産課長、建設課長、税務課長、町民課久坂氏

1.挨拶 須田町長

2.資料説明：復興対策室 柳沼参事

- ①基本的な考え方
- ②断面図（案）
- ③高台移転候補地（案）
- ④まちづくりのスケジュール（案）
- ⑤具体的復興事業の概要
 - ・災害公営住宅整備事業
 - ・防災集団移転促進事業
 - ・漁業集落防災機能強化事業
- ⑥防災集団移転促進事業による移転者の再建収支試算（想定）

3.意見交換（Q；住民、A；町役場）

- Q. 今回の地震で土地自体が動いている。住宅を再建するための調査等は自分でしなければならないのか。
- A. 厳しいかもしれないが、自分でということも今後出てくることもある。なんでも全部やれるということではない。その辺最終的には個別の対応になるが、まず制度全体でどこまで手伝えるかががんばってみたい。
- Q. A[〓]エリアに家があった。高台に住みたいが可能か。
- A. 可能。
- Q. A[〓]、Aは町では希望があっても買取はしないということか。
- A. 基本的には住宅地に関しては、買い上げすることで資金をどういう形かで皆さんの手元に渡す。なるべく早く生活再建をしてもらうというのが一番の目的。そのような原則、目的に基づいてどう工夫ができるかは考えて行く。
- Q. 国から金利の部分に対し助成があるという話だが、何年という期間があるのか。また、町営住宅に住んで、5年後に家を建てたいとなった時、適用になるのか。
- A. 2年という話だったが、5年に延長になった。
一回目の入居のまでが適用になるので、現在のルールでは、災害公営住宅に入居後に、利息補給の適用を受けることはできない。
- Q. 仮設は何年というのは、決まったのか。
- A. 2年だが、1年ずつ延長して行って良いということになっている。
- Q. 家を建てるかどうかのタイムリミットになる。1年ずつでは今後の生活設計が立てにくい。
- A. 概ねの住宅地の供給は最後のところで4年ないし、5年で完了。そういう条件ができるまでは基本的には大丈夫ということになる。
- Q. 大原2区。どこを境に住宅地と商業地なのかわからない。
- A. 現在の想定はあるが、これから変わっていく。細かいところはこれから決めていく。
- Q. 鷲神の人でも宮ヶ崎に土地を求めることができるのか。
- A. そうということになる。どの辺に居住を希望かということで意向調査を行う。そのうえで持ち家を希望な

のかあるいは、家族何人で公営住宅に入居希望なのかをやっていきたいというのが基本的な考え。

A. 避難道路の説明追加

以 上